

別紙「TEKI-PAKI会員規約」および「利用規約」に同意の上、以下の通り「NX Power Lite」を申し込みます。

\* 印は必須項目です。

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※1 利用開始希望日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ユーザ様企業情報			
*企業名かな		印	
*企業名			
*企業名(英文社名)			
*部署名かな			
*部署名			
*担当者氏名かな		役職名	
*担当者氏名			
*メールアドレス			
*郵便番号	〒	*都道府県	
*住所1			
*住所2			
*電話番号		FAX	
*業種 該当するもの1つにチェックをつけてください。 <input checked="" type="checkbox"/>	*従業員数		
<input type="checkbox"/> 水産・農林 <input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 電気・ガス <input type="checkbox"/> 運輸・情報通信 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 証券・先物取引 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> その他金融 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 洗濯・理容・浴場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス <input type="checkbox"/> 旅館・宿泊所 <input type="checkbox"/> 娯楽 <input type="checkbox"/> 自動車整備 <input type="checkbox"/> 機械・家具など修理 <input type="checkbox"/> 物品賃貸 <input type="checkbox"/> 情報サービス・調査 <input type="checkbox"/> 専門サービス <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> その他事業サービス <input type="checkbox"/> 廃棄物処理 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 政治・経済・文化団体 <input type="checkbox"/> その他サービス			

サービス名	NXPowerLite		
*お申し込み種別	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 減数	お申し込み数	
*お支払い種別	<input type="checkbox"/> 月額払い		<input type="checkbox"/> 年額一括払い

※2

TEKI-PAKI ユーザID	
申し込みID	

リセラー様記入欄		
リセラー様企業名		ご注文No.
備考欄		

ソフトバンクBB記入欄		
加盟店コード		
担当部署		担当者名
備考欄		

※1 新規お申し込みの場合には、5営業日程度お時間をいただきます。

ご記入のない場合は最短で手配させていただきます。

※2 既にご利用中のお客様が追加・減数のお申し込みをされる場合にはご記入ください。

## 「TEKI-PAKI」サービス会員規約

### 第1条（会員規約）

1. 本規約は、ソフトバンクBB株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「TEKI-PAKI」サービス（以下「TEKI-PAKIサービス」といいます。）を会員が利用する際に適用されます。
2. 会員が個別サービスを利用する場合、本規約に加えて、別途当社またはサービス提供者が指定する当該個別サービスの利用に関する契約（以下「個別利用契約」といいます。）が適用されます。

### 第2条（定義）

本規約において、次の用語は、次の各項に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「TEKI-PAKIサービス」とは、当社が別途定める方法により、当社またはサービス提供者が提供するサービスを利用できるサービスの総称をいいます。
- (2) 「会員」とは、本規約に同意の上、第5条（会員登録）に基づきTEKI-PAKIサービスの会員登録を行ない、当社がかかる登録を承諾の上、TEKI-PAKIサービスを受ける資格を有した者をいいます。
- (3) 「申込者」とは、TEKI-PAKIサービスの会員登録が完了する前の者をいいます。
- (4) 「個別サービス」とは、TEKI-PAKIサービスにおいて提供される個別のサービスをいいます。
- (5) 「サービス提供者」とは、個別サービスのうち、当社が提供するサービス以外のサービスを提供する第三者をいいます。

### 第3条（本規約の変更）

当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより、本規約を変更することができます。

### 第4条（提供地域）

当社によるTEKI-PAKIサービスの提供地域は、日本国内に限定されます。日本国外においてTEKI-PAKIサービスが利用できる場合であっても、当社が日本国外でTEKI-PAKIサービスの提供をするものと解釈されるものではありません。

### 第5条（会員登録）

TEKI-PAKIサービスの会員登録は、本規約に承諾の上、当社が別途定める方法により行うものとします。会員登録には、別途当社が定める条件を充たすことが必要です。

### 第6条（会員登録申込の承諾）

1. 会員契約は、前条に定める会員登録に対し、当社がユーザIDを発行したときに成立するものとします。
2. 当社は、次の各号の場合には、会員登録の申込を承諾しないことがあります。また、前項に基づく会員契約の成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、当社は相当の期間を定めてその事実を是正するように催告し、かかる期間内に是正されないときは、通知することなく会員契約を解除することができるものとします。ただし、第3号の場合には、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。
  - (1) 会員登録の申込時に事実と異なる内容（虚偽、誤記、記載漏れ等を問いません。）を通知したことが判明した場合

(2) 過去に会員契約を解除されていることが判明した場合

(3) その他会員契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

#### **第7条（会員登録内容の変更等）**

会員は、会員登録に関して当社に届け出た事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

#### **第8条（IDおよびパスワード）**

1. 会員は、ユーザIDおよびパスワード（以下、総称して「ID等」といいます。）について一切の責任を負うものとし、第三者に開示、漏洩、譲渡、担保供与せず、またこれを利用してはならないものとします。

2. 当社は、ユーザID等の管理につき、会員の故意または過失の有無にかかわらず、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとし、ユーザID等による利用その他行為は、全て会員による利用とみなします。

3. 当社は、ユーザID等が第三者により利用されたことにより生じる損害について、会員の故意、過失の有無にかかわらず、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

#### **第9条（退会）**

会員は、会員契約の解約を希望する場合、当社所定の手続きに従って、当社に対し請求をするものとします。当社は、かかる請求を受けた後、当社所定の手続きを経て会員に対し通知を發した時点で、解約の効果が生じるものとします。

#### **第10条（会員利用の停止）**

会員が次の各号の一に該当する場合には、当社は何らの責任を負うことなく、当該会員によるTEKI-PAKIサービスの利用を停止し、会員契約および個別利用契約を解約することができるものとします。この場合、当該会員は期限の利益を喪失し、一切の残存債務を一括して履行するものとします。

(1) 会員が本規約または個別利用契約に違反し、当社がかかる違反に対し相当期間をもって是正の催告をしたにもかかわらず、かかる違反が是正されない場合

(2) 会員登録時に虚偽の申請をした場合または登録変更を怠った場合で、当社が是正の催告をしたにもかかわらず、かかる是正がされない場合

(3) 差押、仮差押または租税滞納処分を受けた場合

(4) 強制執行、競売、破産または再生手続き開始の申立てがあった場合

(5) 支払い停止に陥った場合その他信用状態が著しく悪化した場合

(6) 前各号の他、正当な理由により当社が会員として不適当と認めた場合

#### **第11条（著作権、知的財産権その他の財産権）**

TEKI-PAKIサービスにおけるソフトウェアおよび情報等（以下「情報等」といいます。）に関する著作権、知的財産権その他の財産権は、当社または当該情報等の提供元に帰属します。会員は、これらを著作権法で認められた私的利用を超える利用をすることはできず、また第三者にさせることはできません。

#### **第12条（禁止事項）**

1. 会員は、TEKI-PAKI サービスに関して以下の行為を行わないものとします。

- (1) TEKI-PAKI サービスを営利目的の為に利用し、またはTEKI-PAKI サービスを利用した営業行為
- (2) TEKI-PAKI サービスを日本国外で利用する行為
- (3) 他の会員のユーザID等を不正に入手し、もしくは不正に利用する行為
- (4) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (5) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (6) TEKI-PAKI サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改竄、消去する行為
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または第三者が受信可能な状態におく行為
- (8) 法律、命令、処分、その他の規制に違反する行為
- (9) 犯罪行為を惹起または助長する行為その他犯罪行為に結びつく行為
- (10) 当社または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉、信用を害する行為
- (11) 当社および第三者の設備またはTEKI-PAKI サービス用設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (12) 上記各号の他、法令、本規約または公序良俗に違反する行為、TEKI-PAKI サービスの運営を妨害する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為

2. 会員は、TEKI-PAKI サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一TEKI-PAKI サービスの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して当該会員または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

### **第13条 (TEKI-PAKIサービスの一時中断等)**

1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的にTEKI-PAKI サービスを中断することがあります。

- (1) TEKI-PAKI サービス用設備等の保守を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により TEKI-PAKI サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により TEKI-PAKI サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 暴動、争乱、労働争議等により TEKI-PAKI サービスの提供ができなくなった場合
- (5) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止あるいは一時停止をした場合
- (6) その他、運用上または技術上TEKI-PAKI サービスの一時的な中断が必要と当社が判断した場合

2. 当社は、前項各号のいずれかまたはTEKI-PAKI サービスを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにその他の事由により TEKI-PAKI サービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、当社所定の方法により 会員に対して通知することにより、TEKI-PAKI サービスまたは個別サービスの全部または一部の提供を終了することができます。かかる終了について、当社は会員その他の第三者に対して、いかなる責任も負わないものとします。

**第14条（個人情報管理）**

[個人情報取り扱いについてをご確認ください。](#)

**第15条（譲渡禁止）**

会員は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切処分を行ってはならないものとします。

**第16条（準拠法）**

本規約およびこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本規約は日本国法に従って解釈されるものとします。

**第17条（合意管轄）**

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2007年 1月15日：制定

2007年 9月 3日：改定

# 個人情報の取り扱いについて

## TEKI-PAKI サービスにおける個人情報の取り扱いについて

ソフトバンクBB株式会社(以下、「当社」といいます。 )は、本件サービスの提供に伴いお客様からお預かりしたご担当者様の個人情報(氏名・住所・電話番号・E-Mailアドレス等)を、次の目的に限り使用いたします。

- (1) お客様からのお問い合わせ対応
- (2) 課金請求
- (3) サービス利用料金の請求
- (4) お客様へのサービス向上に寄与するためのマーケティング調査および分析
- (5) お客様に対するサポートサービスの提供
- (6) 商品、サービス及びキャンペーンのご案内。
- (7) その他、サービスの提供に必要な業務連絡(各種手続のご案内や利用サービスに関する情報提供)

当社は、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合は、その都度その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

また収集した個人情報は利用目的の範囲内で業務委託先へ開示する場合があります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分に審査するとともに、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件、その他の個人情報の適正な取り扱いに関する事項について定め、定期的な委託業務状況のモニタリング等を実施することによって当社の業務委託先を適切に監督し、より個人情報の保護に配慮したものとします。また、個人情報の保護により一層配慮したものと見直し、改善を図ります。更に、当社は収集した個人情報をお客様へのサービス向上に寄与するため(1) お客様へのサービス向上に寄与するためのマーケティング調査および分析及び上記(2) 商品、サービス及びキャンペーンのご案内を目的として、当該目的に必要な範囲内でサービス終了後も利用させていただくことがあります。その場合には、その都度その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただくとともに、個人情報の適正な取り扱いに関する事項について定め、それらの事項を遵守し、適正な管理体制で個人情報の保護に配慮します。当社は個人情報を当社の個人情報保護ポリシーに基づき適正に管理します。当該ポリシーの内容の詳細は当社の下記URLのホームページでご確認下さい。

<https://www.softbankbb.co.jp/privacy/index.html>

また、当社の情報管理についてご不明な点は下記窓口宛にお問い合わせ下さい。

E-mail: [privacy@ybb-support.jp](mailto:privacy@ybb-support.jp)

2. お客様よりお預かりした個人情報は、本件サービスのサポートサービスの提供、請求書発行などの業務を目的として購入しセラーに提供します。また、当該サポートサービスを行うため、当社が必要と判断した場合には、必要な範囲内でソフトウェアメーカーにも個人情報を提供することがございますので、あらかじめご了承下さい。

3. 個人情報保護に関する学習教材を作成し、当社の全社員および派遣社員に配布するとともに、最低1年に1回は個人情報を取り扱う当社の全社員および派遣社員を対象に研修を実施します。

4. 個人情報保護に関する内部規程を整備し、個人情報の取り扱いについて明確な方針を示すとともに、個人情報の漏洩等に対しては、厳しい態度で臨むことを社内に周知徹底します。

5. 個人情報保護管理者を設置し、情報セキュリティ管理責任者をその職に任命するとともに、法令・ガイドラインの遵守・内部規程の策定、監査体制の整備その他個人情報の取り扱いの監督を実施するために、その役割を明確にした体制を整備します。

6. 個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために個人情報へのアクセス管理、個人情報の持ち出し制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置その他の必要かつ適切な措置を講じます。

7. 個人情報の保護が適切に行われているかどうかについて、社内で監査できる体制を整備してまいります。また、アクセスログを活用した監査は、個人情報漏洩者の早期発見およびそれによる抑止効果の発揮による漏洩の未然防止に有効と考えられますので、その実施方法を検討してまいります。

8. 個人情報保護に関する活動について、継続的な見直し、改善を図ります。

9. 当社がお客様より取得した個人情報の利用目的の通知または開示もしくは訂正等をご本人から求められた場合につきましては、書面で回答します。(ただし、ご本人様の同意を得られた場合は、当該方法で回答します。)尚、当該回答をする際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料を頂戴する場合があります。ご本人様による、当社がお客さまより取得した個人情報の開示もしくは訂正等に関するお問い合わせ、および当該個人情報の取り扱いに関する苦情のお申し出は下記の連絡先までお願いします。

[ 連絡先窓口: 個人情報問合せ窓口 ]

E-Mail: [privacy@bb-support.jp](mailto:privacy@bb-support.jp)

受付電話番号: 0120-981-928( 携帯電話・PHS・公衆電話からはご利用できません)

受付時間: 10:00~18:00( 月~金( 祝日を除く) /施設点検日およびメンテナンス日は休業)

10. 当該窓口にて承りました開示の求めの申出者に対し、当社が用意する「個人情報開示申請書」ならびに当該申請書送付先、手数料額および支払方法を記載した手続等案内書を送付致します。当該申請書等を受領した申出者は、手続等案内書に記載された当社指定の方法で手数料額を払い込み、申請書送付先に必要事項を記入済みの当該申請書および当社指定の本人確認書類を送付して頂きます。代理人による申請の場合は、代理人確認書類も合わせて送付して頂きます。当社の指定する申請書送付先窓口にて、当該必要記入済みの当該申請書および本人確認書類を受領し、手数料額が払いこまれたことを確認できた場合に、当社は手続を開始します。

11. 当該窓口への訂正等の求めに応じ、申出者から対象となる契約を特定するに足りる事項が提示された場合で、利用目的の達成に必要であると当社が判断した場合、その結果に基づき訂正等を行います。当該窓口への利用停止等の求めに対し、申出者から対象となる契約を特定するに足りる事項が提示された場合で、その求めに理由があると判明したときには、利用停止等を行います。

12. 個人情報の開示に関わる手数料は、1回の申請ごとに1,600円とします。手数料の支払は当社指定の方法とします。

初回規定日 2007年1月15日

改定日 2007年1月30日

改定日 2007年7月12日

# 「NXPowerLite」サービス利用規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (規約の適用)

- 1 本規約は、会員がリセラーから本サービスを購入し、本サービスを利用する場合の条件を定めるものです。
- 2 会員には、本規約、会員規約、使用許諾契約および売買契約が適用されます。会員規約で定義された用語は、本規約で別段の定めのない限り本規約においても同様の意味に用いるものとします。
- 3 本規約に定める内容と会員規約および使用許諾契約との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
- 4 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語は、次の各項に定める意味で用いるものとします。

- 1 「本サービス」とは、株式会社オーシャンブリッジ(以下「オーシャンブリッジ」といいます。)が「NXPowerLite」の名称で提供をするファイル圧縮・軽量化ソフトウェアのダウンロードサービスをいいます。
- 2 「使用許諾契約」とは、オーシャンブリッジが定める別紙「NXPowerLite保守サービス規約」、および当該規約で参照される、Neuxpower Solutions Ltd.(以下「Neuxpower Solutions」といいます。)が定める「NXPowerLiteデスクトップエディションサブスクリプション契約書」により構成される、オーシャンブリッジおよびNeuxpower Solutionsと会員間で締結される本サービスの使用許諾契約をいいます。
- 3 「会員規約」とは、当社が定める「TEKI-PAKI」サービス会員規約をいいます。
- 4 「TEKI-PAKIサービス」とは、会員規約に基づき当社が提供をする、当社または第三者が提供するサービスを利用できるサービスの総称をいいます。
- 5 「TEKI-PAKIサイト」とは、TEKI-PAKIサービスを提供するにあたり当社が運営するWebサイトをいいます。
- 6 「リセラー」とは、会員に対して本サービスの販売を行なう第三者をいいます。
- 7 「売買契約」とは、リセラーと会員間で締結される本サービスに関する売買契約をいいます。
- 8 「本ソフトウェア」とは、本サービスの利用のために必要となるファイル圧縮・軽量化用ソフトウェアをいいます。

## 第2章 利 用

### 第3条 (申込等)

- 1 売買契約の申込は、会員が本規約および使用許諾契約に同意のうえ、当社が別途定める手続きに従い当社のリセラー(以下、会員に適用されるリセラーを「購入リセラー」といいます)に対して行うものとします。
- 2 売買契約は、会員が前項に基づき本サービスの購入申込を行い、購入リセラーから委託を受けた当社が購入リセラーから承諾の通知を受け、本サービスを利用可能にするシリアルキーを当社が会員に対して配信したときに、会員と購入リセラーとの間で成立するものとします。売買契約は、会員と購入リセラーの責任において締結されるものとし、当社は会員と購入リセラー間の売買契約に関して何ら責任を負いません。
- 3 会員に本規約または会員規約に反する事由がある場合など売買契約の申込が適当でないと当社が判断する場合、購入リセラーが売買契約の申込を承諾しない場合、またはオーシャンブリッジまたはNeuxpower Solutionsが本サービスの使用許諾契約の申込を承諾しない場合には、売買契約の申込が承諾されない場合があります。

### 第4条 (本サービスの使用許諾)

本サービスの使用については、使用許諾契約に基づきオーシャンブリッジまたはNeuxpower Solutionsから会員に対して許諾されるものであり、本規約に定めるものを除き、当社は何ら責任を負いません。

## 第5条 (ID等の発行)

- 1 当社は、会員に対し、サービス申し込みIDおよび管理者用アカウント（以下、総称して「ID等」といいます。）を通知するものとします。
- 2 ID等の発行後は、ID等の管理・保管は会員の責任および費用で行うものとし、当該会員以外の第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切処分を行ってはならないものとします。第三者が、会員のID等を使用した場合の責任は、すべて当該ID等を保有する会員の責任とみなされるものとします。

## 第6条 (契約期間)

会員は、本サービスの契約期間につき1ヶ月単位と1年単位のいずれかを選択することができます。ただし、購入リセラーがいずれかの契約期間を指定する場合があります、この場合会員は、契約期間を選択することができません。

### (1) 1ヶ月単位の場合

第3条2項に基づく売買契約成立後の初回の契約期間は、当該売買契約成立日から起算して翌月末日までとします。以後、1ヶ月毎に自動更新となります。

### (2) 1年単位の場合

第3条2項に基づく売買契約成立後の初回の契約期間は、当該売買契約成立日から開始し、当該売買契約成立日の翌月1日から起算して1年後までとします。以後、1年毎に自動更新となります。

## 第7条 (課金の開始)

- 1 本サービスの料金は、第3条(申込等)に基づく売買契約成立日から起算して翌月1日から課金が開始されるものとします。
- 2 本ソフトウェアのダウンロードおよびインストールは会員の費用と責任において行うものとします。万一、本ソフトウェアのダウンロードおよびインストールが完了していなかったとしても、本サービスの課金は前項に基づき開始されるものとします。

## 第8条 (ライセンス数等)

- 1 本サービスは、1ライセンスあたりパーソナルコンピュータ1台のみの利用とします。
- 2 第3条(申込等)に基づく一つの売買契約における最低ライセンス数(以下「最低ライセンス数」といいます。)は、当社が別途定める方法により会員に提示します。ただし、購入リセラーが最低ライセンス数を設定する場合があります。
- 3 会員がライセンス数の減数を希望する場合(ただし、最低ライセンス数を下回ることはできません。)、当社が別途定める方法により手続きを行います。ただし、当該減数によるライセンス数の変更は契約期間(1ヶ月単位または1年単位)の更新時に変更されるものとし、契約期間の途中に変更することはできません。
- 4 会員は、契約期間の途中であっても、当社が別途定める方法で手続きを行うことによりライセンス数を追加することが出来ます。追加されたライセンスは、当該手続きが完了した時点(以下「追加手続完了日」といいます。)で利用することができます。追加されたライセンスの利用期間は、当該契約期間の終了日までとします。契約期間の途中で追加されたライセンスは、追加手続完了日が属する月の1日から当該契約期間の終了日までの料金が発生します。日割りでの課金は行いません。

例)

- 契約期間が1ヶ月単位の場合:

契約期間が1/1から1/31までの1ヶ月単位の場合で、1/15にライセンスを追加した場合、追加したライセンスは1/31まで利用することができます。この場合の追加されたライセンスは、1/1から1/31までの料金が発生します。

- 契約期間が1年単位の場合:

契約期間が1/1から12/31までの1年単位の場合で、6/15にライセンスを追加した場合、追加したライセンスは12/31まで利用することができます。この場合の追加されたライセンスは、6/1から12/31までの料金が発生します。

5 会員が実際に利用しているライセンス数が、第3条(申込等)に基づき売買契約が成立しているライセンス数を上回る場合、当該上回るライセンスは利用開始日の翌月1日に遡って課金されます。会員は、購入リセラーの請求に基づき、当該上回るライセンスの料金を支払うものとします。

## 第9条 (料金)

会員は、本サービスの料金を、ライセンス数に応じて別途購入リセラーが定める料金および支払方法に従い、購入リセラーに対し支払うものとします。

## 第10条 (サポート等)

当社は、当社が別途定める条件および方法に従い、本サービスにおけるサポートを会員に対し提供いたします。

## 第3章 責任

### 第11条 (禁止事項)

- 1 会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - 1) 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用すること
  - 2) 本サービスを第三者に再許諾し、または使用させること
  - 3) 本ソフトウェアを第三者に対して、レンタル、リース、その他の方法による貸与または頒布、その他の方法による提供を行うこと
  - 4) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為(本ソフトウェアの全部または一部を複製・改変等する行為、本ソフトウェアに含まれる知的財産権に関する表示を削除、変更または不明瞭とする行為などを含みますが、これに限定されません。)
  - 5) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
  - 6) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
  - 7) ID等を不正に使用しまたは使用させること
  - 8) 会員規約、本規約または使用許諾契約に反する禁止行為
  - 9) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為
- 2 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一会員が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、会員は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の会員や第三者から責任を追求された場合は、会員はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

### 第12条 (保証・責任の制限)

- 1 当社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性、会員の特定目的の適合性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

- 2 本サービスの利用に伴う本ソフトウェアのダウンロードおよびインストールは会員が自己の責任および費用で行うものとし、その完全性や正確性等につき、当社は責任を負わないものとします。
- 3 本サービスを利用するにあたり会員が使用する端末等の設備、ネットワーク環境その他本サービスを利用するために必要な設備および環境等の維持は会員が自己の責任および費用で行うものとし、当該設備または環境等の不備に起因して生じた一切の損害につき、当社は責任を負わないものとします。
- 4 会員は、会員規約、本規約、使用許諾契約および売買契約に従い、本サービスを自己の判断と責任で利用するものとします。
- 5 本規約に基づき、当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、会員が当該損害の生じる直前に利用した本サービスの料金の3ヶ月間分に相当する金額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします(すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。
- 6 TEKI-PAKIサイトを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の当社の予想を超えた不可抗力により会員情報その他会員に関するデータが消失等することがあります。当社は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、かかる事態の発生により会員情報その他会員に関するデータが消失、紛失、遅延等した場合、これにより発生した損害につき一切責任を負わないものとします。
- 7 会員が、第11条(禁止事項)に定める禁止事項に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第4章 利用の終了

### 第13条(会員による解約)

- 1 会員は、当社が別途定める手続きに従い、本サービスの解約を行うことができるものとします。
- 2 前項に基づく解約は、前項による解約の手続きが完了後、第6条(契約期間)に基づく契約期間満了日をもって効力が生じるものとします。

### 第14条(利用終了後の措置)

- 1 会員は、本サービスの利用を終了した場合には、利用が終了した本ソフトウェアを会員のPCからアンインストールするものとし、当該ソフトウェアの複製物等をすべて破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。
- 2 会員は、本サービスの利用を終了した場合には、ID等を破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。
- 3 会員は、当社が要求する場合、前2項に定めるアンインストール、破棄等の完了を証明する文書を遅滞なく当社に提出するものとします。
- 4 当社は、本サービスの利用が終了した後は、会員に対しサポートの提供等の一切の責任を負わないものとします。

## 第5章 雑則

### 第15条(権利の帰属)

本サービスおよび本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権およびその他一切の権利は、当社、オーシャンブリッジ、Neuxpower Solutionsまたは情報提供者に帰属します。

初回規定日 2009年7月6日

## NXPowerLite デスクトップエディション サブスクリプション契約書

### 1. 定義

「本契約」とは、本ソフトウェア サブスクリプション契約を意味する。

「使用料」とは、ライセンシーとNeuxpower の間で、書面又は電子メールによって合意された使用料を意味し、これは本契約の条項に従って増額されることがある。

「ドキュメンテーション」とは、本ソフトウェアと共に提供された、及び/又は本ソフトウェアの格納媒体に収められた、電子的な及び/又はハードコピーでのユーザーマニュアルを意味する。

「効力発生日」とは、ライセンシーが本ソフトウェアにアクセスするために、ライセンスキーを使用した日を意味する。

「ライセンスキー」とは、本ソフトウェアにアクセスするためにライセンシーに対して提供された数字及び文字の組み合わせを意味する。

「最低仕様要件」とは、本ソフトウェアがドキュメンテーションに従って機能するために要求される最低限の技術的な仕様を意味する。

「許諾台数」とは、ライセンシーが本ソフトウェアをインストールすることを、書面又は電子メールによってNeuxpower によって認められたパソコン及び/又はノートパソコンの数を意味する。

「本ソフトウェア」とは、本契約とともに供給されるソフトウェア又は供給される暗号化されたキーの対象となるソフトウェアのオブジェクトコードを意味し、必要に応じて、日本におけるNeuxpower の独占的代理店であるオーシャンブリッジからライセンシーに提供された本ソフトウェアのバグ修正版、機能強化版、その他の本ソフトウェアの変更版を含むものとする。

### 2. ソフトウェア

2.1 使用料の支払いを対価として、本契約の諸条件に従って、Neuxpower はライセンシーに対し本ソフトウェアを提供する。

2.2 疑義を避けるため、本ソフトウェアの範囲の変更は、代替の又は追加の別紙の締結が両当事者において合意されるまでは、効果を生じないものとする。

### 3. 権利付与及び権利制限

3.1 本契約の全ての諸条件にしたがって、Neuxpower は、ライセンシーに対して、本契約の存続期間中、その内部利用のみの目的で、許諾台数のパソコン及び/又はノートパソコンにおいて本ソフトウェアをインストールし使用するための、全世界を対象とする非独占的かつ譲渡不可能なライセンスを許諾するものとする。

3.2 本契約において明示的に認められている場合を除き、ライセンシーは以下の行為を行ってはならず、かつ、他の者に以下の行為を行うことを許諾してはならないものとする。

(1) 本ソフトウェアの全部又は一部につき、修正、翻訳、派生的複製物の作成又は複製を行うこと(但し、財産権表示を付したバックアップ用コピー1部を複製することを除くものとする。)

(2) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他本ソフトウェアのソースコードを作成すること。

(3) 本ソフトウェア又はライセンシーの本ソフトウェアの使用権について、頒布、サブライセンス、譲渡、共有、タイムシェア、販売、貸借、担保提供、他者にサービス提供する目的のための使用、又はその他権利移転を行うこと。

(4) 本ソフトウェアを記録する格納媒体に添付された、又は本ソフトウェアの内部に含まれるNeuxpower の著作権、商標、その他の財産権の表示を除去し、又は変更すること。

(5) 本契約において明示的に認められている以外の方法により本ソフトウェアを使用すること。

3.3 ライセンシーは、合理的な事前の通知があることを条件として、Neuxpower に対し、本ソフトウェアを使用するユーザーの数が許諾台数を超えていないことを確認するために必要なライセンスのシステムへのアクセス及び協力を行うことに同意するものとする。

#### 4.知的財産権

4.1 Neuxpower は、本ソフトウェアの著作権その他の知的財産権を含む、本ソフトウェアにかかわる全ての権利、権原及び利益を単独で、独占的に保有するものとする。本契約は、本ソフトウェアを使用するための制限されたライセンスを付与するものであり、ライセンスに本ソフトウェアの権原又は所有権を付与すると解釈されるものではない。ライセンスに明示的に許諾されていない本ソフトウェアに関するあらゆる権利は、Neuxpower に留保されるものとする。

#### 5.使用料

5.1 本契約によりライセンスに許諾された許諾台数のためのライセンスの対価として、ライセンスは、Neuxpower に対し、使用料を支払うものとする。使用料は、ライセンスが本契約を承認した日及びその後の各月の応当日に支払い義務が発生する。

5.2 使用料は、付加価値税又はその他の売上税を含まないものとする。適用法令の定めにより、ライセンスがNeuxpower に対する使用料の支払いから源泉徴収をしなければならない場合には、(1)ライセンスは、この源泉徴収を実施し、その金額を管轄税務当局に支払い、速やかにその金額の支払を証明する納税領収書をNeuxpower に対し提供しなければならない。また、(2)このような控除又は源泉徴収の実施後、Neuxpower が、そのような控除又は源泉徴収が行われなかった場合にNeuxpower が受領し、保有する合計額と等しい正味金額を受領し、保有することを保証するために必要な範囲で、その控除又は源泉徴収の対象となったライセンスによる支払額が増額されるものとする。

5.3 Neuxpower は、書面によるライセンス失効通知などの通知を少なくとも90 日前にライセンスに与えることにより、使用料を増額する権利を与えられるものとする。上記にかかわらず、使用料の増額は、ライセンスが前払いをした期間には一切効力を及ぼさないものとする。

#### 6.有効期間及び解除

6.1 本契約は、効力発生日に効力を生じ、一方の当事者による他方当事者に対する少なくとも60 日前までの書面による通知の提供により解除されるまで有効に存続する。

6.2 本契約は、以下の場合に解除される。

6.2.1 ライセンシーが支払日から30 日以内に支払うべき使用料を支払わない場合には、Neuxpowerにより直ちに解除される。

6.2.2 他方当事者が本契約の条項の重大な違反をなした場合(但し、是正可能な違反の場合においては是正要求の書面を受領後、90 日以内に是正しない場合)には、Neuxpower 又はライセンスにより直ちに解除される。

6.2.3 他方当事者が債権者集会を招集した場合、the Insolvency Act 1986 パート1 における自発的な措置又はその債権者との和解スキーム若しくはアレンジメント(又は債権者の利益のための譲渡)の提案がなされた場合、管財人、管理者又は同様の役職者が他方当事者のビジネス又は財産の全部又は一部に関し、任命された場合、解決を検討する目的で申立がなされ、若しくは会議が開催され、又は相手方当事者の解散のため若しくは管理命令のため(但し、合併又は組織再生の目的のものは除く。)の措置がとられ、又はいずれかの地域での類似の出来事が起きた場合には、Neuxpower 又はライセンスにより直ちに解除される。

6.3 本第6 項に基づく本契約のいかなる終了も、Neuxpower 及びライセンスが本契約又は法令により与えられている他の権利及び救済手段に影響を与えず、一方当事者に既に生じているいかなる権利又は責任にも影響せず、本契約の終了後においても効力が存続すべきものと明示又は黙示に企

図されている条項の効力の存続に影響を与えないものとする。

6.4 上記にかかわらず、ライセンシーが本契約に違反した場合、その違反が是正されるまで、本契約の全部又は一部は、一時的に取り消され、又は効力を停止されることがある。そのような効力の停止は、本契約の条項に従ってNeuxpower に対して全額の支払をなすべきライセンシーの責任に何ら影響しないものとする。

6.5 本契約が終了した場合には、

6.5.1 Neuxpower は、全ての支払金額を受領する権利を有するものとする。

6.5.2 ライセンシーに許諾されている権利及びライセンスは終了するものとする。

6.5.3 ライセンシーは、本ソフトウェアのあらゆる使用を停止しなければならない。

6.5.4 ライセンシーは、Neuxpower に対し、ライセンシーが保有し、又は管理している本ソフトウェア及びドキュメンテーションの全ての複製物を返還しなければならない。

6.5.5 ライセンシーは、上記について遵守することを、Neuxpower に対し、文書で保証しなければならない。

6.6 第1 項、第4 項、第5 項(未払いの支払義務がある限度に限る)、第6.5 項、第7 項、第8 項、第9項及び本第6.6 項は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

## 7.表明保証

7.1 Neuxpower は、本ソフトウェアが効力発生日より90 日間にわたり、ドキュメンテーションに従って、実質的に機能することを保証するものとする。

7.2 上記の保証は、ライセンシーが最低仕様要件に従っていることを条件となされるものとする。

7.3 本第7 項に規定される保証は、これに限定されるものであり、商品適格性又は特定の目的への適合性に関する黙示の保証、制定法又は他の法律から生じる、又は取引過程、契約の履行過程、又は取引の利用から生じるいかなる保証を含むがこれに限定されない明示又は黙示の全てのその他の保証に代わるものであって、これらの全ての保証は、本項において排除及び否定される。

7.4 ライセンシーは、(1)本ソフトウェアの使用に関して適用される国内及び国外の法律及び諸規則を遵守すること、及び(2)合法の目的で本契約の条項に従って本ソフトウェアを使用することを本項において表明する。

## 8.責任限定

8.1 本契約から生じた請求権に関するライセンシーの唯一の救済手段は、その総計で、当該責任が生じる前12 ヶ月間にライセンシーからNeuxpower に対して支払われた金額の範囲内に限定されるものとする。

8.2 Neuxpower は、損害の発生の可能性を伝えられていた場合であっても特別的、間接的、付随的又は派生的な損害、利益、営業権、事業機会若しくは事業利益の喪失、又はライセンシーによる代替製品の調達費用に対する責任を一切負わないものとする。Neuxpower は、ライセンシーによる最低仕様要件の不遵守により、本ソフトウェアがドキュメンテーションどおりに又は全く機能しない場合であっても、何ら責任を負わないものとする。Neuxpower は、ライセンシーが最善のコンピューター関連プラクティスを利用して本ソフトウェア及びデータの十分かつ最新のセキュリティコピーを取らなかったことに起因するいかなる損失についても、ライセンシーに対して責任を負うものではない。加えて、本ソフトウェアは第三者のソフトウェアと組み合わせて使用されるかもしれないものの、Neuxpower が本ソフトウェアとライセンシー又は第三者のソフトウェアとの組み合わせの失敗により生じたいかなる損失、損害又は費用に対しても、一切責任を負わないことをライセンシーは了承するものとする。

## 9.一般条項

9.1 ライセンシーは、Neuxpower の書面による承諾のない限り、本契約を譲渡することはできないものとする。

9.2 ライセンシーは、ライセンシーとNeuxpower の間の関係が正確に表現される限り、顧客リスト並びにインタビュー、ケーススタディ及び会議における討論を含むその他の公表物においてライセンシーの名称をNeuxpower が使用することに同意する。

9.3 本契約及びその履行は、イングランド及びウェールズ法に基づいて支配及び解釈され、本契約の当事者は、イングランド及びウェールズ法による専属的裁判管轄に服するものとする。

9.4 ライセンシーは、本ソフトウェア及びこれに関するNeuxpower の財産的権利が特有の性質を持つことから、ライセンシーによる本契約の明確な違反は、Neuxpower に回復不可能な損害を生じさせ、金銭的な損害賠償では補償として不十分となることを認める。したがって、ライセンシーは、Neuxpower が本契約の各条項を強制するために、管轄裁判所による決定に従い、予備的又は終局的な差止による救済を受ける権利を有することを承諾するものとする。

9.5 本契約のいずれかの条項または本ソフトウェアが、無効、違法又は執行不能と認められた場合、本契約の残りの条項は、適用法令の認める範囲において、有効かつ執行可能であるものとする。この場合、本契約の当事者は、適用法令の認める範囲において、当該無効又は執行不能な条項のもと意図された目的を達成する条項を、その無効又は執行不能な条項と置き換えるため最善を尽くすことに合意する。

9.6 本契約の一方当事者による本契約の条件又は条項に関する、いかなる時点における権利の不行使も、その後の本契約の各条件又は条項に関する権利の放棄とみなされるものではない。

9.7 いずれの当事者も、当該当事者が合理的にコントロールすることができない事情により生じた遅滞について、その責任を負わないものとする。但し、当該当事者は、遅滞の原因を避け又は除外するための合理的な努力を行い、原因が除去された場合には、合理的な迅速さで契約の履行を継続しなければならない。

9.8 本契約の各条項は、直接的又は間接的に、他の第三者に対し、Neuxpower に対するいかなる強制力のある利益又はいかなる権利を認めるものではなく、第三者は、Neuxpower に対し、本契約のいかなる条項も執行する権利を認められるものではない。

9.9 本契約の各条項の表題は、参照の容易さのみのために付されたものであり、本契約の解釈又は説明に影響するものではない。

9.10 本契約は、(1)本契約に規定されている事項に関し、本契約の当事者間における完全な合意及び了解を構成し、本契約に規定されている事項に関し、口頭及び書面にてなされたあらゆる従前の合意に優先するものとするとともに、(2)各当事者の正当な権限を有する代表者によって署名された書面による合意による場合を除き、変更されることはできないものとする。ライセンシーにより発行されるいかなる注文書及び/又は購入の標準約款も、本契約に優先するものではない。

Neuxpower Solution Ltd  
Studio400 Highgate Studios  
53-79 Highgate Road  
London NW5 1TL  
United Kingdom

## NXPowerLite 保守サービス規約

本規約は、お客様(以下、「甲」といいます)に対し、株式会社オーシャンブリッジ(以下、「乙」といいます)が提供する、下記に定義する本サービスに関して定めます。

### 適用

1. 乙は本規約の定めるところにより、甲に対し本サービスを提供します。
1. 甲は、本規約を理解し、本規約に拘束されることを同意したうえで本サービスを乙または乙の販売パートナーに申し込み、本サービス契約を締結したものとみなされます。
2. 甲は、本サービスの申込時に提示される、Neuxpower Solutions Limited(以下、「Neuxpower」といいます。)が定めるライセンス契約書に従い、Neuxpower から本ソフトウェアの使用を許諾されるものとし、甲はライセンス契約書の各条項に同意し、遵守するものとします。
2. 本規約は、乙または乙の販売パートナーが本ソフトウェアを利用可能とするシリアルキーを甲に対し、発行した時点の本サービスの利用開始日として適用されるものとします。

### 本規約の変更について

1. 乙は、本規約を随時変更することができます。
2. 乙は、前項の変更を乙のホームページに掲載するなど乙が適当と判断する方法により告知します。当該変更は、その告知された時点から効力を有するものとします。

### 定義

1. 本規約における各用語の定義は次の通りとします。
  1. 本ソフトウェア  
NeuxPower が使用許諾するNXPowerLite をいいます。
  2. 本サービス  
本ソフトウェアの利用サービスをいいます。
  3. 本ソフトウェアプログラム  
乙もしくはNeuxpower が開発し、提供可能となっている更新版プログラムを含む本ソフトウェアのモジュールをいいます。
  4. 更新版プログラム  
乙もしくはNeuxpower が開発し、提供可能となっている本ソフトウェアのバージョンアップもしくはアップデートモジュールをいいます。
  5. 設備  
本ソフトウェアプログラムをダウンロード提供するために乙が運用するサーバ機器などをいいます。
  6. 販売パートナー  
本サービスの販売行為、申込手続、料金回収、各種通知等を行う乙の委託先、または販売先をいいます。

### 本サービスの内容

1. 乙は甲に対し、以下のサービスを提供します。
  1. 本ソフトウェアの提供。
  2. その時点で提供可能な本ソフトウェアプログラムを乙が管理する設備からダウンロード可能状態を維持・提供。
  3. その時点で提供可能な更新版プログラムの提供。(ア) 更新版プログラムの提供開始については、乙または乙の販売パートナーを通じて、電子メールにて通知するものとします。

(イ) 更新版プログラムはウェブサイトからのダウンロードまたは電子メールにより提供するものとします。

(ウ) 保守サポートに基づき提供された更新版プログラムについても、ライセンス契約書の適用対象とします。

(エ) 更新版プログラムの適用に伴い、旧版プログラムは全て破棄するものとします。

(オ) 乙およびNeuxpower は、更新版プログラムの開発および提供に関し、いかなる義務も負わないものとします。

4. 乙または乙の販売パートナーが別途定める期間・時間帯において乙の販売パートナーを通じて、本サービスの使用に関する問い合わせに対する助言と支援(以下、「保守サポート」といいます。)

(ア) 但し、以下の各号について乙は保守サポートを提供する義務を負いません。

① 乙以外の第三者が提供する製品に関するお問い合わせへの回答若しくはそれらに起因する障害の解決

② 不適切な使用、誤用、使用上の不注意および事故など甲または第三者の責に帰すべき事由により生じた障害の解決

③ その他、乙の責によらずして発生した障害への対応

④ 更新版の導入、それに伴う他社製品の削除や再導入、及び更新版導入時のお客様のデータ

⑤ 更新版プログラム提供開始後90日以上経過した旧版プログラム

⑥ 本サービスの販売中止以降の保守サポートについては、乙は甲に60日以上前までに書面にて通知することにより、これを中止することができるものとします。

(イ) システム管理者

① 甲は、本サービスに関する保守サポート管理及び手続き等を行う、システム管理者を選任するものとします。甲はシステム管理者を通じてサポートその他の問い合わせについて乙または乙の販売パートナーに連絡するものとします。

5. 本ソフトウェアプログラムのインストールは甲の責任において対象となるPC 端末に実施するものとします。

6. 甲は、本ソフトウェアプログラムのインストールにおいて、本サービス申込時のライセンス数を超過しておこなってはならないものとします。

7. 本サービスの提供範囲は日本国内のみとします。

## 本サービスの解約

1. 甲は乙または乙の販売パートナーが別途定める契約期間の満了日までに乙または乙の販売パートナー所定の手続きを行うことにより本規約および本サービスを当該満了日をもって解約することができます。

2. 本サービスの解約が行われた場合、Neuxpower が甲に対して使用許諾した本ソフトウェアのライセンス契約は解除されるものとし、甲は本ソフトウェアの使用を直ちに中止すると共に、甲の当該PC から本ソフトウェアのアンインストールおよび複製物を破棄するものとする。

## 本サービス契約の解除

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は甲に催告を要しないで本サービス契約を解除できるものとします。

(ア) 本規約またはライセンス契約書の義務に違反し相当の期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき

(イ) 利用申込書、利用変更申込書、その他通知内容等に虚偽記入または記入漏れがあったとき

(ウ) サービスを提供することが困難であると判断するに足る事由があると認めるとき

## 設備の運用

1. 乙は、乙の設備の規模・仕様が甲による本プログラムのダウンロードに対し、経済合理性に適った範囲で不足とならないように努力します。

2. 乙は、乙の設備に障害を生じたことを乙が知ったときは、速やかに前項の規定の水準を満たす範囲で乙の設備を修復・復旧するように努力します。

## 本ソフトウェアプログラムのダウンロード提供の中止

1. 乙は、次の場合には、乙の設備からの本ソフトウェアプログラムのダウンロード提供を中止することができます。

- ① 乙の設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- ② 天災、火災、事変、停電、電力・電圧異常、通信障害、ウイルスその他の非常事態により本ソフトウェアプログラムの提供が困難となったとき。

2. 乙は、前項各号の規定により本ソフトウェアプログラムのダウンロード提供を中止するときは、あらかじめその旨を直接または乙の販売パートナーを通じて、所定の方法で甲に通知します。但し、緊急のやむを得ない場合は、この限りではありません。なお、これにより甲に損害が発生した場合乙は一切の責任を負いません。

## 責任の制限

1. 本サービスの利用により甲に損害が生じた場合、乙が負担する損害賠償額は、過去1年間に甲が乙の販売パートナーを通じて乙に支払ったサービス料金を上限とし、乙は、派生的または間接的な損害についていかなる責任も負わないものとします。

## 協力の要請

1. 乙は、甲が問い合わせた問題の原因調査において、甲の協力を要請することができるものとします。この場合、甲は合理的に可能な範囲で乙に協力するものとします。

株式会社オーシャンブリッジ

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-8-3

渋谷安田ビル9F

NXPowerLite ホームページ: <http://www.nxpowerlite.jp>

